

長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

対象となる医薬品

外来患者さんの院外処方・院内処方において、後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上を超える長期収載品が対象となります。

対象外となる場合

- ・医師が医療上必要と認める場合
- ・在庫不足等、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ後続品（バイオシミラー）
- ・入院患者さん

自己負担額

「長期収載品の薬価」と「後発医薬品で一番高い薬価」の価格差の 4 分の 1 を選定療養費としてお支払いいただきます。

※通常の 1～3 割の患者さん負担とは別にお支払いいただく仕組みです。

※選定療養費は課税対象であるため、消費税もかかります。

詳しくは厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html